

徳島県告示第四百号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳島市長から認証の請求のあつた街区境界調査成果については、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

二 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

三 成果の名称

徳島市新浜本町及び津田西町の各一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿（津田三

一地区）

四 調査を行った地域

徳島市新浜本町一丁目、新浜本町四丁目、津田西町一丁目及び津田西町二丁目の各一部（津田三一地区）

五 認証年月日

令和八年二月十三日